

## ～介護死亡保険～

# ご契約に際しての重要事項説明書

この保険のご契約に際しての重要事項は、「注意喚起情報」・「個人情報・センシティブ情報の取り扱いについて」・「契約概要」から成り立っております。必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みください。このほか、ご契約に関する内容につきましては、「約款」の内容を併せてご確認ください。

### 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際してご契約に係わる制度およびお取り扱いについて、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込み頂きますようお願いいたします。保険期間や保険料の支払方法等詳細については、必ず「約款」の内容をご確認ください。

## 1. 少額短期保険業者について

当社は、保険業法等の法令に基づく少額短期保険業者であり、以下に記載する事業を行っております。

- (1) 少額短期保険業とは保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において少額かつ短期の保険の引受のみを行う事業をいいます。平成 18 年 4 月に、保険会社を規制する法律である保険業法が改正され、新たに少額短期保険制度が設けられました。少額短期保険事業者は、内閣総理大臣への登録制となっており、その業務内容については保険契約者等の保護の観点から、事業開始に当たって一定の保証金の供託や資産運用、保険募集、情報開示などにおいて保険業法に基づく各種の規定が適用されております。
- (2) 当社は、少額短期保険事業者として、死亡保険における保険金額の上限を 300 万円としております。また、保険期間については 1 年間となっております。
- (3) 法令上、同一の被保険者について、当社が引き受けられる死亡保険の保険の合計額は、300 万円までとなっております。
- (4) 法令上、同一の契約者について、当社が引き受けられる保険の総保険金額が 30,000 万円以下であることとなっております。

## 2. 保険契約者保護機構への未加入について

保険契約者保護機構（以下「機構」といいます。）は、破綻保険会社が現れた場合に、保険会社各社等の抛出により、破綻保険会社に加入している契約者を救済することを目的として設立されています。生命保険会社、損害保険会社それぞれに機構が設立されています。当社は少額短期保険業者であり、機構の制度の対象外となっているため、この機構には加入していません。そのため、万一当社が破綻した場合でも、機構

からの援助を受けることができません。よって、当社が破綻した場合等には、給付金等の支払いが制限されることがあります。また、当社が引受ける保険契約は保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する保障対象契約には該当しません。

## 3. お申し込み取消について「クーリング・オフ」

当社の保険は、保険期間が 1 年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

## 4. お申し込み時にご報告頂く事項について「告知義務」

- (1) 告知は、ご契約をお引受するかどうかを決定するため重要なものであり、契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知をしていただく義務（以下「告知義務」といいます。）があります。
- (2) 告知は、書面「契約申込書・意向確認書・告知書」に被保険者ご本人が、ご記入頂くことにより、行われます。告知受領権は当社が有していますので、募集担当者等への口頭でのお申出は告知とはなりませんのでご注意ください。また、募集担当者等が、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。
- (3) 正しい告知がなされなかった場合、お客様にとって以下の不利益が生じますので、ご注意ください。
  - 故意または重大な過失による告知義務違反が明らかになった場合、当社は契約を解除することができます。
  - 上記 2 号の理由により契約が解除された場合、それまで払い込まれていた保険料は返戻されません。
- (4) ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金などのご請求時に、当社の者、または当社の委託を受けた者が、お申し込み内容や告知内容について確認させて頂くことがあります。
- (5) 傷病歴などご記入頂いた場合でも、保険をお引受する場合はございますので、正確にご記入ください。また、告知事項に該当するか判断に迷う、あるいは告知に関する募集人の説明や行為に疑問がある場合には、当社担当部署までお気軽にご連絡ください。

## 5. 契約期間中にご連絡頂きたい事「通知義務」

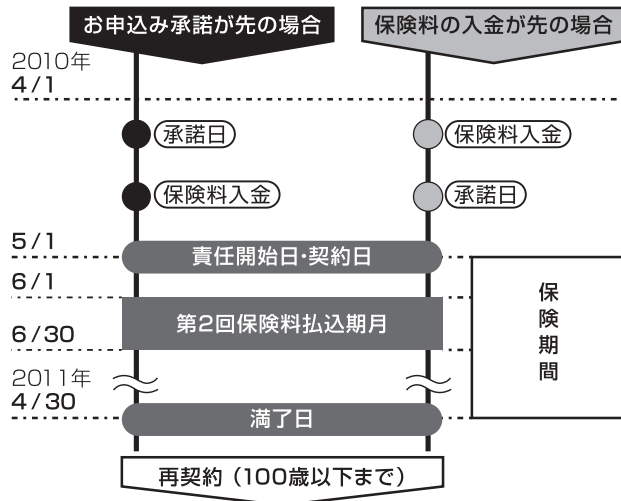
- (1) 被保険者が保険期間中に亡くなられた場合は、速やかに当社までご連絡ください。
- (2) ご契約期間中に契約者及び被保険者が保険証券記載の住所または通知先に関する事項、その他申込時に登録頂いた事項を変更したときは、速やかに当社までご連絡ください。上記の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付された通知は、通常到着するために要する期間を経過した時点で契約者に到着したものとみなします。

## 6. 保障を開始する時期について

- (1) 当社の保険の責任開始日と契約日は、契約者となる方からのお申し込みに対して当社が承諾し、第1回保険料または年払保険料が入金されたことを確認した時に有効に成立いたします。当社がお申し込みを承諾し、保険料が入金されたことの両方が揃った日の属する月の翌月1日を責任開始日・契約日とします。

【下図】責任開始日と契約日、第2回以降保険料のお払込みスケジュールの例(4月に承諾日がある場合)

〈第1回保険料入金・申込書類の完備と責任開始日・契約日・保険期間の関係〉



- \* 支払方法が振込である場合は、保険料入金日は実際に当社が入金を確認した日となります。
- \* 支払方法がクレジットカード決済である場合は、保険料入金日はカードの有効性が確認された日となります。

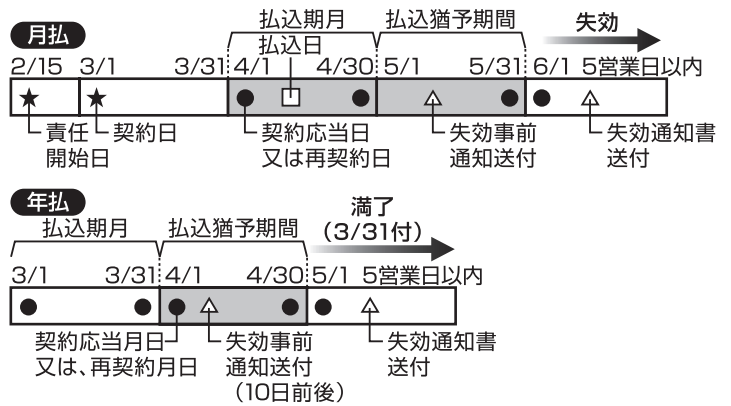
- (2) 団体集金特約が適用されている場合には、当社が保険契約を承諾した日の翌月1日が責任開始日・契約日となります。

## 7. 保険料について

- (1) 保険料は契約日時点での被保険者の満年齢で計算します。同封書類の保険料一覧表で該当の保険料をご確認ください。
- (2) 誤った保険料が振り込まれ、保険料に不足が生じた場合、不足金額を振込んで頂くまで保障は開始されません。また振込手数料が発生する場合はお客様負担となりますのでご注意ください。
- (3) 第1回保険料もしくは年払における初回保険料は、当社指定の振込用紙による振込、クレジットカード払のいずれかとなります。
- (4) 2回目以降の保険料については、口座振替、クレジットカード払のいずれかとなります。

## 8. 保険料のお払込がなかった場合「保険料の払込猶予期間・失効」

- (1) 保険料は払込期月（保険料をお払込み頂く月）内にお払込ください。
- (2) ご都合がつかず、保険料のお払込みがなかった場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがなかった場合、ご契約は失効します。
- (3) 年払契約及び月払契約の再契約保険料についても同様の扱いとします。払込猶予期間中に保険料の払込みがなかった場合、再契約前の保険契約は満了となります。



## 9. 免責

- (1) 初回の保険契約に限り、責任開始日・契約日からその日を含めて90日の免責期間があります。免責期間中に死亡された場合、保険金は支払われません。
- (2) 次の免責事項に該当した場合、保険金は支払われません。
  - ① 初回契約期間中における自殺
  - ② 保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意または重大な過失による事由発生
  - ③ 地震・噴火、または津波による事由発生
  - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動による事由発生

## 10. 再契約・更新の手続について

- (1) 当社の保険は、保険期間を1年間とし、それ以降再契約の手続を取ることで保障の継続が可能です。
- (2) 再契約保険料は、再契約の手続の際に被保険者から新たに告知を受ける要介護度及び再契約日時点での満年齢によって計算されます。但し、再契約に関しては免責期間の設定はありません。
- (3) 当社は、保険契約者に対し、保険期間満了日の2ヶ月前までに再契約案内書（「再契約案内書」「再契約内容書」「再契約意向確認書（告知書を含む）」）の書類を送付し、保険契約者による「再契約意向確認書」への署名・捺印、被保険者の新たな告知及びその確認書類の返送をもって、その意向を確認し、月払第1回保険料または年払保険料の入金をもって再契約の手続が完了します。
- (4) 当社は、介護一時金特約に加入されている契約者との2年目以降の契約について、主契約を含め更新とし以下の変更にします。
  - 当社は、保険契約期間満了日の2ヶ月前までに、保険契約者に「更新案内書（「更新通知書」「更新内容書（条件等）」）」「更新しないことの意向確認書」を送付し、更新の意向を確認します。更新時点での年齢・要介護状態に基づき必要に応じて保険料を再計算し、その結果を「更新内容書（条件等）」に記載します。保険契約者より更新の前日までに、保障を継続しない旨の連絡がないこと、月払第1回保険料または年払保険料の入金をもって、更新の手続が完了します。
- (5) 当社は、次の場合に該当する場合、再契約・更新をおこないません。
  - ① 再契約・更新日において満101歳以上になったとき
  - ② 本保険が不採算となり、収支の改善が見込めなくなったことにより、当社が本保険の販売を取り止めたとき

## 11. 保険金をお支払できない場合

次のような場合には、保険金をお支払いすることができません。

- (1) 詐欺による取消、または不法取得目的により契約が無効となった場合
- (2) 告知義務違反により、契約が解除された場合
- (3) 重大事由により契約が解除された場合

## 12. ご意見・苦情等のお申出について

当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申出に際しましては、当社下記のコールセンターまでご連絡ください。

### 〈当社〉

- 電話：(フリーダイヤル) 0120-786-765
- 受付時間：平日 9:30～17:00  
(土日祝日、年末年始などを除く)

また、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用頂くこともできます。

### 〈当社加入協会〉

- 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
- 電話：(フリーダイヤル) 0120-82-1144
  - FAX：03-3297-0755
  - 受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日および年末年始休業期間を除く)
  - 苦情を受け付けてから1か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員等によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

## 13. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

- ※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

## 14. 保険料の増額または保険金などの削減支払い

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金を削減して支払うことがあります。

## 15. 制度内容の変更

保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、収支が悪化し、再契約・更新時の対応では改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金を減額することがあります。この場合、変更の内容について速やかに契約者にその旨の通知を行います。

## 個人情報・センシティブ情報の取り扱いについて

### 1. 利用目的について

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的以外に利用することはありません。

- (1) 保険契約の引受、継続、維持管理、保険金の支払のため
- (2) 保険商品・サービスの提供改善、ご案内などのため
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実のため
- (4) その他保険業に関連・付随する業務のため

### 2. ご同意頂きたいこと

- (1) センシティブ(機微)情報の取得・利用
  - 保険業法施行規則に規定する、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の保健医療などに関する機微情報を取得・利用します。

### (2) 再保険会社への情報提供

- 少額短期保険業において、安定的な業務を行うに当たって、引受リスクの適切な分散のために、当社は再保険会社に引受依頼することがあります。(再保険会社は更に別の再保険会社に引受依頼することがあります。)
- 再保険会社は、当該保険契約の引受、継続、維持管理、給付金等の支払のため、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、保険金等のご請求があった場合は、上記の個人情報の他、保険金受取人等の氏名、住所、戸籍書類等業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### (3) 外部委託会社への情報提供

- 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジット支払申込書、告知書に記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

## 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認頂きたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」では、この保険商品の概要について、具体例などを表示して説明しております。お支払事由の詳細や各種制限などのほか、ご契約の内容に関する事項は「約款」の内容を記載しております。実際にお申し込み頂く内容については、パンフレット、約款、申込書等でご確認ください。

### 1. 特徴

この保険は、被保険者が保険契約期間中に死亡したとき、「保険金受取人」に保険証券記載の保険金の支払いを保障する死亡保険です。また、この保険に付加できる特約は、介護一時金特約 MA 型です。

### 2. ご加入いただける方

日本国内に居住している、初回契約日時時点で満 60 歳以上 85 歳以下の年齢の範囲にあり、要介護認定 2 以下または障害程度区分 3 以下の方です。

### 3. 保険期間

1 年間。それ以降 100 歳まで再契約を行うことができます。保険期間中に被保険者が死亡した場合には、本保険契約は終了します。

### 4. 保障内容

被保険者が死亡した場合に、当社は保険証券に記載の保険金を保険金受取人に支払います。

### 5. 保険金支払いのスケジュールについて

当社は、保険金請求書類が当社に到着し、不備がないことを確認した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に保険金受取人指定の金融機関口座に振り込みを行います。

### 6. 配当金・満期保険金について

本保険商品に、配当金・満期保険金はありません。

### 7. 解約返戻金について

- (1) 月払契約の場合、解約返戻金はありません。
- (2) 年払契約の場合、未経過月数に対応する当社所定の解約返戻金を契約者に返戻します。